

平成29年衆議院議員選挙に際して
**LGBT (SOGI) をめぐる課題に関する
各党の政策と考え方に関する調査 <調査票>**

平成 29 年 10 月
LGBT 法連合会

政党名 () ご回答部署 ()
ご担当者のお名前 ()
連絡先電話番号 ()

問一 LGBT に関する課題全般に、人権問題として政府が取り組んでいくことをどう思われますか？
(複数回答可)

1. 人権問題として積極的な取り組みが必要だ
2. 人権問題であるが、特に取り組まなくてよい
3. 性的指向・性自認に関する課題に、人権という考えはあてはまらないように思う
4. 個人的な問題であり、差別や偏見を被るとしたら個人の自主的な選択が原因である
5. 答えられない／わからない
6. その他（自由回答：)

問二 貴政党では、SOGI に関する人権を保障する法制度の制定についてどうお考えですか？ 今回の衆議院議員選挙に向けた「マニフェスト―政権公約」に、そのための政策が、入っているかどうかと合わせてお答え下さい。(単独回答)

1. 法制度の制定に賛成で、そのための施策がマニフェスト・公約に入っている
2. 法制度の制定に賛成だが、そのための施策はマニフェスト・公約に入っていない
3. 法制度の制定には反対だが、そのための施策はマニフェスト・公約に入っている
4. 法制度の制定には反対で、そのための施策はマニフェスト・公約に入っていない
5. 答えられない／わからない
6. その他（自由回答：)

問三 貴党の衆院選向け公約・マニフェストや、貴党のお考えに基づいて、「LGBT」の権利確保に関する政策について、次の各設問にお答えください。
 (各項目ごとに単独回答)

	る 普遍的な制度とすべきである	法律で義務化し、全国的に の裁量に委ねるべきである	ず、行政(省庁・自治体) 法律にて具体策は規定せ	現場の裁量にゆだねるべき である	わからない	その他／1-4から選択肢を選んだうえでの補足、等 (自由回答)
A <教育：学校でのLGBTの子どもたちが抱える困難解消>						
A①全教職員への知識の啓発・訓練	1	2	3	4	5	
A②多様な性を授業等で学習することを通じた子ども間のいじめ・差別の防止	1	2	3	4	5	
A③(入学拒否・転校強要・退学など)差別的取り扱いの禁止	1	2	3	4	5	
A④苦しむ子ども・保護者への相談・支援の制度化(カウンセリング、自殺防止等)	1	2	3	4	5	
A⑤合理的配慮 (性自認に合わせたトイレ、制服、等)	1	2	3	4	5	

	る 普遍的な制度とすべきである	法律で義務化し、全国的に の裁量に委ねるべきである	ず、行政（省庁・自治体） 法律にて具体策は規定せ である	現場の裁量にゆだねるべき である	わからない	その他／1-4 から選択肢を選んだうえでの補足、等 （自由回答）
B <就労：就職・職場での LGBT に対する不利益取り扱い・ハラスメント・困難の解消>						
B①採用時及び就労期間中の不利益・不均等 な取扱の防止・禁止	1	2	3	4	5	
B②ハラスメント対応（職員・社員への啓発・ 訓練、相談支援・アドバイス、等）	1	2	3	4	5	
B③合理的配慮 （性自認に合わせたトイレ、制服、等）	1	2	3	4	5	
C <医療：LGBT 当事者が患者である場合の困難の解消>						
C①医師・医療関係者への啓発・訓練	1	2	3	4	5	
C②多様な性自認・性的指向に配慮した対応 と診療	1	2	3	4	5	
C③同性パートナーを配偶者同等に扱い、医 療に関する意思決定に参加させる	1	2	3	4	5	
C④LGBT 当事者に多い、HIV 陽性者の抱え る困難の解消について	1	2	3	4	5	

	る 普遍的な制度とすべきである	法律で義務化し、全国的に の裁量に委ねるべきである	ず、行政（省庁・自治体） 法律にて具体策は規定せ である	現場の裁量にゆだねるべき である	わからない	その他／1-4から選択肢を選んだうえでの補足、等 （自由回答）
D <行政サービスにおける LGBT への配慮・支援等>						
D①全職員への啓発・訓練と、住民対応の際の配慮	1	2	3	4	5	
D②国および各自治体における、支援のための基本計画の策定と実施	1	2	3	4	5	
D③各自治体における、相談・支援センターとなる施設の指定・設置	1	2	3	4	5	
D④地域防災計画での明確化と、災害時の配慮・対応の強化	1	2	3	4	5	
D⑤行政対応での差別取り扱いの禁止	1	2	3	4	5	
E <民間・公共の施設・サービスの利用者としての LGBT の困難の解消>						
E①多様な性自認・性的指向に配慮したサービスの提供・施設面の対応	1	2	3	4	5	
E②同性カップル・パートナーへの配慮 （カップルを法的認知するか否かに関わらず）	1	2	3	4	5	

	る 普遍的な制度とすべきである	法律で義務化し、全国的に の裁量に委ねるべきである	法律にて具体策は規定せず、行政（省庁・自治体） の裁量に委ねるべきである	現場の裁量にゆだねるべき である	わからない	その他／1-4 から選択肢を選んだうえでの補足、等 （自由回答）
F <政府・自治体の単身者施策>						
F①LGBT の多くが単身者であることも踏まえた、単身者向け施策の充実	1	2	3	4	5	

問四 世界では、現在41の国と地域で同性婚が制度化され、他の多くの国・地域では同性カップルに適用できるパートナーシップ制度が広まっています。同性カップルは、現行の婚姻制度に当てはまらないため困難に陥る例が多く、異性カップルと同様・同等に、法的認知・サポートを受けられるようにする法制化を望む声が高まっています。どのような対応が望ましいとお考えですか？（単独回答）

1. 同性間でも男女と同じ婚姻制度を適用できるようにすべきだ
2. 現在の婚姻に加えて、別途同性間だけのためのパートナーシップ制度を設けるべきだ
3. 現在の婚姻に加えて、（事実婚など異性間でも、）同性間でも利用できるパートナーシップ制度を設けるべきだ
4. こうした制度は異性間のものであるべきで特に必要ない
5. 答えられない／わからない
6. その他（自由回答： _____）

問五 性同一性障害特例法の見直しについて、下記の背景を踏まえて、お答え下さい。

〔背景〕

戸籍の性別変更の要件は、性同一性障害特例法（2003年成立、2011年改正）で定められています。しかし、海外の現状と比べると要件が厳しすぎると指摘されています。現在要件外の当事者についても、円滑な社会生活を行えるよう、改正を求める強い要望が当事者団体などから出されています。たとえば、

「現に未成年の子がいないこと（子なし要件）」に関して

→ 未成年の子どもがいても、子どもが親の外見等の変更を受け容れていたり、円滑で安定的な就労による子の扶養のためにも、性別変更が望ましいと思われるケースが少なくない。性別変更を認める諸外国では、こうした要件を課す国はない。

「手術要件」に関して

→ 既に海外では手術を性別変更の要件にしない国が増えつつある。WHOの勧告にあるように、戸籍の性別変更手術を要件とすることは、人権上問題であり、や身体的・経済的負担が非常に大きいことから問題であり、外すべきである。加えて、たとえば卵巣はあるが子宮がない（あるいは機能していない）ような場合にも手術を必要とするのは、不適切である。

性同一性障害特例法の見直しについて、どうお考えですか？（各項目ごとに単独回答）

	べき 積極的 に見直して 改正す	べき 改正が 必要か 否か 検討す	見直 す必要 はない	い 答えら れない ／わか らな	その他／1-4 から選択肢を 選んだうえでの補足、等(自 由回答)
①成人年齢の引き下げに合 わせ、年齢要件を 20 歳から 引き下げる	1	2	3	4	5
②子なし要件を削除し、家庭 裁判所による個々の事情を 踏まえた判断にゆだねる	1	2	3	4	5
③手術要件を削除する	1	2	3	4	5
④必要な関連法改正を行っ たうえで、既婚要件を削除す る	1	2	3	4	5

■■最後に感想や、当事者やその家族の皆さんへのメッセージなど自由にコメントをお願いします。

* 質問は以上です。記入漏れがないか念のためご確認下さい。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。